

## 視聴覚教材等貸出業務の運用に関する規定

福井市中央公民館

(趣旨)

第1条 この規定は、福井市中央公民館（以下、「公民館」と称する。）における視聴覚教材等貸出業務の運用に関し、必要な事項を定める。

(教材等)

第2条 公民館が保管する貸出用視聴覚教材等（以下、「教材等」と称する。）は、次のものとする。

- (1) 視聴覚教材（DVD、VHS）
- (2) 視聴覚機器（ビデオプロジェクター、DVDプレーヤー、ビデオプレーヤー、スタンドスクリーン、アンプ付きスピーカー、映写台）

(貸出要件)

第3条 第2条に定める教材等は、次の機関・団体に貸し出すものとする。

- (1) 福井市内の教育機関、ならびに福井市内に事務所等を有する国及び地方公共団体の機関
  - (2) 福井市の社会教育関係団体
  - (3) 福井市教育委員会が適当と認めた機関・団体
- 2 前項第2号に定める社会教育関係団体とは、別表第1のとおりとする。
- 3 次のいずれかに該当すると認めるときは、教材等の貸出を許可しないものとする。
- (1) 営利を目的とするとき
  - (2) 社会教育法第23条に定める特定の政党に関する活動または特定の宗教等に関する活動を目的とするとき
  - (3) その他管理上支障があると認められるとき
- 4 教材等の貸出期間は、5日間以内とする。なお、小中学校へのメールカーによる搬送に要する日数は、この期間に含まれないものとする。
- 5 貸出を受けた者は、教材等の利用規定を守り、所定の貸出期限までに、原状のまま返還しなければならない。

(貸出・返還手続)

第4条 教材等の貸出を受けようとする者は、「貸出申込書」（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教材等を返還するときは、「利用報告書」（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

(損害賠償)

第5条 教材等の貸出を受けた者は、その利用により教材等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(教材等の譲渡等の禁止)

第6条 教材等の貸出を受けた者は、当該教材等を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

(施行の期日)

- 1 この規定は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

社会教育関係団体

子ども会育成会連合会および単位団（各地区子ども会）
ボーイスカウト福井地区協議会および単位団
ガールスカウト福井地区協議会および単位団
福井市連合青年団および単位団
福井市青年グループ連絡協議会
福井市PTA連合会および単位PTA
福井市連合婦人会および単位団
福井市壮年会連絡協議会および単位グループ
福井市教育メディア連絡協議会および単位会
各地区社会教育会および教育振興会
青少年育成福井市民会議および各支部
不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会
福井市スポーツ少年団および単位団
福井市体育協会および加盟団体
福井市スポーツ推進員協議会
福井市レクリエーション協会および加入団体
福井市文化協会および加入団体
福井市公民館連絡協議会
福井市公民館運営審議会連絡会および単位運営審議会
ふくいユネスコ協会